

いじめ防止委員会設置要項

(目的)

第1条 いじめの防止等について、校長が別に定めた「高屋中学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づきいじめの未然防止，早期発見・早期対応及び再発防止を図り，生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

(設置)

第2条 校務運営規定第4章第25条第2項に基づき，「いじめ防止委員会」を設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員は校長が指名する。

(いじめ防止委員会の役割)

第4条 委員会は，いじめ防止に係る次の業務を行う。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を生徒指導部に作成させるとともに，その実施について統括する。
- (2) 生徒指導部の作成した年間計画について検証し，必要があれば修正する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を生徒指導部に収集及び記録させ，その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があった時には，教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに，生徒指導部に関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針を検討と保護者との連携を行わせ，その対応を統括する。
- (6) 重大な事態が発生した場合，この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (7) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は，教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。
- (8) その他，いじめの防止対策にかかる組織的な取組みを行う。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか，いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

附則

この要項は，平成26年3月26日から施行する。